

【高度外国人材又はその配偶者の親】 在留資格認定証明書交付申請

通常、就労資格で在留する外国人の親の入国・在留は認められていませんが、高度人材ポイント制では、高度外国人材に対する優遇措置の一つとして、高度外国人材若しくはその配偶者の7歳未満の子(子には養子を含みます。)を養育するため、又は高度外国人材の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度外国人材に対し、介助、家事その他の必要な支援をするため、高度外国人材又はその配偶者の親(親には養親を含みます。)の入国・在留が認められます。

高度外国人材又はその配偶者の親については、高度外国人材と共に入国する場合と同様に所定の要件を満たした上で、高度外国人材本人が先に入国したのち、本国から呼び寄せることが可能です。

○ 要件(次のいずれにも該当することが必要です。)

※ 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことです(以下同じ。)

- 1 申請人の子又は子の配偶者である高度外国人材と同居すること。
- 2 申請人の入国の時点において、高度外国人材の世帯年収が800万円以上であること。
(注1) 「世帯年収」とは、高度外国人材が受ける報酬の年額と、当該外国人の配偶者が受ける報酬の年額を合算したものをいい、配偶者以外の者の報酬などは含まれません。
- 3 高度外国人材若しくはその配偶者の7歳未満の子(高度人材告示第2条の表二の項の下欄に掲げる活動を指定されているものに限る。)の養育を行おうとするものであること、又は高度外国人材の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度外国人材に対し、介助、家事その他の必要な支援を行おうとするものであること。
- 4 申請人が高度外国人材の配偶者の父又は母である場合は、高度人材告示第2条の表子の項の下欄に掲げる活動を指定されて在留する当該高度外国人材の父又は母がいないこと。
- 5 申請人が高度外国人材の父又は母である場合は、高度人材告示第2条の表子の項の下欄に掲げる活動を指定されて在留する高度外国人材の配偶者の父又は母がいないこと。

○ 提出資料

※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

- 1 [在留資格認定証明書交付申請書](#) (「特定活動」の様式・「○上記以外の目的」を選択) 1通
※ 地方入国管理官署において、用紙を用意しております。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 写真(縦4cm×横3cm) 1葉

※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。

- 3 返信用封筒(定形封筒に宛先を明記の上、392円分の切手(簡易書留用)を貼付したもの) 1通
- 4 高度人材外国人の世帯年収を証する文書 1通
- 5 高度人材外国人若しくはその配偶者の7歳未満の子を養育しようとする場合
 - (1) 次のいずれかで、申請人と高度人材外国人又はその配偶者との身分関係、及び養育しようとする者が高度外国人材又はその配偶者の7歳未満の子であることを証する文書
 - ア 戸籍謄本
 - イ 婚姻届出受理証明書
 - ウ 結婚証明書(写し)
 - エ 出生証明書(写し)
 - オ 上記アからエまでに準ずる文書
 - (2) 高度外国人材、高度外国人材の配偶者及びその7歳未満の子の在留カード又はパスポートの写し 1通
- 6 高度外国人材の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度外国人材に対し、介助、家事その他の必要な支援を行おうとする場合
 - (1) 次のいずれかで、申請人と高度外国人材又はその配偶者との身分関係を証する文書
 - ア 戸籍謄本
 - イ 婚姻届出受理証明書
 - ウ 結婚証明書(写し)
 - エ 出生証明書(写し)
 - オ 上記アからエまでに準ずる文書
 - (2) 高度外国人材又はその配偶者が妊娠中であることを証する文書(診断書、母子健康手帳の写し等)
 - (3) 高度外国人材及び高度外国人材の配偶者の在留カード又はパスポートの写し 1通

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

○ 留意事項

- 1 申請の際には、身分を証する文書(会社の身分証明書等)をご提示いただきます。
これは、代理人、申請取次者又は法定代理人が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。
- 2 在留資格認定証明書に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページの[「各種手続案内」](#)をご覧ください。

- 3 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。
- 4 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。